

「阿蘇学会誌」投稿規程

平成 31 年 4 月 13 日

(投稿資格)

第1条 投稿は、阿蘇学会会員に限る。全ての連名著者が会員であること。ただし、会員の紹介があり、研究紀要編集委員会がその内容を適当と認めた場合には、非会員の投稿も受け付ける。

(投稿できる内容)

第2条 テーマは、阿蘇に関する新規な研究であること。

- 2 投稿内容が、「国内外の学会誌、機関誌(大学紀要を含む)、書籍、及び商業誌(以下、学会誌等と称す)」に掲載済み・掲載予定・投稿中でないこと。
- 3 投稿内容の一部が公表されているが、それを深化させ新たな知見等をまとめたものなどについては、投稿内容に関連した学会誌等を引用文献として示し、引用文献との関係や差異を明確に説明してあること。
- 4 上記2の学会誌等、及び上記3の投稿内容に関連した引用文献には該当せず、かつ以下の(1)～(6)として一部あるいは全部が刊行されたものは、加筆・再構成して投稿できる。ただし、投稿論文との関係を明らかにするために、その旨を投稿論文の末尾に附記として示すこと。

- (1) 本会や他学会の全国大会・支部大会・研究会、及び学術講演・国際会議等において配布される発表論文集・発表要旨集等
- (2) 上記(1)に関連するプレプリントサーバ
- (3) 科学研究費補助金の報告書等
- (4) 学位論文(学士論文・修士論文・博士論文)
- (5) 専門職大学院の報告書
- (6) 新聞記事等

(投稿論文等の種別)

第3条 本誌は下記(1)～(4)の内容を収録する。投稿の際には、収録を希望する分野を申し出る。なお、本誌では、下記(1)～(3)を「論文」と総称する。

- (1) 原著論文：阿蘇に関する独創性ないしは有用性のある、理論的又は実証的な論考。
- (2) 総説論文：阿蘇の特定の分野又は内容に関する主要な文献のレビュー及び解説。
- (3) 資料論文：阿蘇に関する基礎的データや阿蘇における実践・研究に関する情報の提示。
- (4) フォーラム：阿蘇に関する情報、イベント等の紹介及び阿蘇に関する質疑・応答・討論等。

(投稿原稿の作成)

- 第4条 投稿原稿はワープロで作成すること。
- 2 使用言語は、日本語とする。ただし、英語も認める。
 - 3 A4判で23字×47行の2段組で印字すること。
 - 4 「論文」の投稿原稿の1ページ目には段組無しで論文題名（副題を含む）、著者氏名・所属（連名著者全員を含む）、800字以内の和文要約、日本語キーワード（3～5語）を添付すること。また、最終ページには、英語の論文題名（副題を含む）、英語の著者氏名・所属（連名著者全員を含む）、300語以内の英文要約と英語キーワード（3～5語）を添付すること。
 - 5 フォーラムの投稿原稿の1ページ目には段組無しで題名（副題を含む）、著者氏名・所属（連名著者全員を含む）を添付すること。また、最終ページの末尾に、英語の論文題名（副題を含む）、英語の著者氏名・所属（連名著者全員を含む）を添付すること。
 - 6 英語を使用言語とする「論文」については、1ページ目には段組無しで300語以内の英文要約と英語キーワード（3～5語）を、最終ページには800字以内の和文要約と日本語キーワード（3～5語）を添付すること。また、和訳した本文を添付すること。
 - 7 英語を使用言語とするフォーラムについては、和文要約および英文要約は不要である。1ページ目には段組無しで英語キーワード（3～5語）を、最終ページには日本語キーワード（3～5語）を添付すること。また、和訳した本文を添付すること。

(規定ページ数と超過ページ数など)

- 第5条 規定ページ数および超過ページ数の算定は、最終的な刷り上がりの結果に基づくものであり、第4条で規定する投稿原稿のページ数、投稿原稿の図表配置とは必ずしも一致しない。
- 2 規定ページ数は、図・表・和文要約・日本語キーワード・英文要約・英語キーワードを含み、原著論文は10ページ、総説論文は12ページ、資料論文は8ページとする。フォーラムは、図・表・日本語キーワード・英語キーワードを含み、2ページとする。
 - 3 「論文」の超過ページ数は、仕上がり10ページ以内とする。フォーラムの超過ページは認めない。
 - 4 超過ページ数については、著者の初校正時にその数を著者に通知する。
 - 5 規定ページ数を超える場合、2ページを単位として、表1に示す超過ページ代金を申し受ける。

表1 超過ページ代金

超過ページ数	代金(円)
2ページ	2,000
4ページ	4,000

6ページ	6, 000
8ページ	8, 000

6 英語を使用言語とする論文およびフォーラムについては、英語が使用されていないページを除き、1ページにつき10,000円を申し受ける。

7 カラー印刷を希望する場合、カラー印刷1ページにつき20,000円を申し受ける。

(論文題目等)

第6条 内容的に連続する論文であっても、それぞれにおいて独立・完結する内容であること。そのため、「その1」、「その2」もしくは「前」、「後」のような題目は認めない。

(書式、文体及び図表等)

第7条 本文は、「である」調で横書きとする。また、原則として常用漢字および現代かなづかいとする。

2 図・表は、投稿論文の本文中に直接挿入して、判読可能なサイズと位置を明示すること。また、図版の原図・写真は版下となり得るものとすること。

(註)

第8条 註は、数字1) 2) …で表し、投稿論文の本文中の該当箇所に、上付き四分の一角で示し、論文末にまとめる。

(引用文献)

第9条 引用文献の記載方法は、原則としてAPAスタイルに準拠し、次のように記載する。

2 本文中における引用の記載方法の例は、次の通りである。

(1) 著者が1人の場合：著者の姓および発行年を本文中に挿入する。 …… (渡邊, 2010)。 …… (Kimura, 1988) 渡邊(2010)は、……。 Kimura(1988)は、……。

(2) 著者が2人の場合：両方の著者の姓および発行年を本文中に挿入する。 …… (坂本・木下, 2012)。 …… (Kimura & Sawada, 1992)。 谷口・小野(2010)は、……。 Taniguchi and Ono(1992)は、……。

(3) 著者が3人以上の場合：著者が3～5人の場合は、文献の初出の時点ですべての著者の姓を表記し、以降の引用では、第一著者の姓の後に「ら」や"et al."などを付す。著者が6人以上の場合は、初出の時点から、第一著者の姓の後に「ら」や"et al."などを付す。いずれにおいても発行年を挿入する。

3 論文末に著者の姓のアルファベット順に文献を掲載する。記載方法の例は、次の通りである。

(1) 学術誌の論文：

坂本昌弥・木下紀正・森脇 広 (2013) 「近赤外衛星画像立体表示による九州の第四紀火山地形」『鹿児島県立博物館研究報告』 32, 29-36.

Posner, G. J., Strike, K. A., Hewson, P. W., & Gertzog, W. A. (1982). Accommodation of a scientific conception: Towards a theory of conceptual change. *Science Education*, 66 (2), 211-227.

(2) 書籍 :

日本理科教育学会編著 (2012) 『今こそ理科の学力を問う : 新しい学力を育成する視点』 東洋館出版社

小川正賢 (1992) 「探究学習論」 日本理科教育学会編『理科教育学講座 第5巻』 東洋館出版社, 1-104.

Fraser, B. J., Tobin, K. G., & McRobbie, C. J. (Eds.). (2012). *Second international handbook of science education*. Dordrecht, Netherlands: Springer.

(3) オンラインからの引用 :

文部科学省 (2011) 「小学校理科の観察, 実験の手引き」 Retrieved from http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiouen/1304649.htm (accessed 2018.04.01)

(英文校閲)

第 10 条 投稿前に、著者自身で任意の校閲会社もしくはそれに準ずるネイティブチェックを経ること。

- 2 受理後は、英語の論文題名、英文要約と英語キーワードを学会の費用負担で校閲を行う。英語を使用言語とする論文およびフォーラムに関しては、全文校閲を行う。
- 3 受理後の英文校閲結果については、原則として、その指示に従うこと。異議がある場合は、著者の初校正時にその旨を指摘し、研究紀要編集委員会での審議を経ること。

(著者の初校正)

第 11 条 受理当時の論文の主意を著しく改変するような修正を行わないこと。

- 2 誤字脱字、低解像度を除き、原則として、図表の差し替えを行わないこと。
- 3 やむを得ず印刷会社において図版のトレースを行われる場合は、誤字脱字を除いてその修正結果に従うこと。

(審査)

第 12 条 投稿原稿は、審査の上、掲載の可否を決定する。

(投稿原稿の募集と論文等の発行)

第 13 条 投稿原稿は常時募集し、審査を経てのち原則として年1回の発行を行うこととす

る。

2 特集号の場合は、別に定める。

(論文等の別刷)

第 14 条 別刷希望の場合は、掲載決定後、著者の初校正時に申し込むこと。

- 2 別刷作成は 50 部単位で行う。
- 3 別刷にかかる費用を申し受ける。

(投稿時の必要書類)

第 15 条 投稿の際には、以下の (a) ~ (d) のファイルを下記の投稿書類送付先の電子メールアドレスに添付ファイルとして送信する。ファイル形式は、Word 形式もしくは PDF 形式のいずれかとする。なお、郵送による投稿は受け付けない。

- (a) 投稿票
 - (b) 投稿原稿
 - (c) 査読用原稿（著者名と所属機関の日英両語、附記・謝辞を削除したもの。ただし、査読用原稿のレイアウトの変更はしないこと。）
 - (d) 著作権譲渡書
- 2 再投稿の際には、以下の (a) ~ (c) のファイルを下記の投稿書類送付先の電子メールアドレスに添付ファイルとして送信する。
- (a) 投稿原稿
 - (b) 査読用原稿（著者の氏名、所属、謝辞等をマスキングしたもの）
 - (c) 修正対応表（査読者からの修正意見や参考意見を列記し、加筆・修正箇所との対応を明示した表）

(投稿時の必要書類の返却)

第 16 条 投稿時の必要書類は返却しない。

(査読者の希望)

第 17 条 査読者を推薦する希望がある場合、査読者を推薦することができる。

- 2 複数の査読者を推薦する場合、推薦順位を明示する。
- 3 本誌研究紀要編集委員会の編集委員長、副編集委員長、編集委員、編集事務は査読者に推薦できない。

(不正行為の禁止)

第 18 条 本誌に投稿する者は、日本学術会議「声明：科学者の行動規範について (<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>)」における科学者の行動規範を十分理解して、行動

しなければならない。本学誌研究紀要編集委員会は、上記の行動規範を参照した上で、以下の不正行為を禁止する。

- 2 本誌では二重投稿を禁止する。二重投稿とは、第2条の2で示す学会誌等に掲載された内容を投稿すること、あるいは、本誌に投稿後に他の学会誌等に投稿することを意味する。同一の文章、図表を含む内容は二重投稿と判断される。表現が異なっていても、研究対象、研究方法、得られた成果が同一である内容を投稿することも二重投稿と判定される場合がある。ただし、第2条の4に該当する場合や、著作権法第32条を踏まえた引用による説明をしたものでは二重投稿にならない。
- 3 本誌では捏造・改ざんを禁止する。捏造とは、事実に基づかないデータや論文の内容等を作り出すことを指す。改ざんとは、データや論文の内容等を根拠なく書き換えることを指す。
- 4 本誌では盗用を禁止する。盗用とは、他者の成果や知見、データや論文の内容等を自身のものとして投稿することを指す。
- 5 本誌では著作権と人権の侵害を禁止する。著作権の侵害とは、他者の成果、知見等を許諾なく自身のものとして投稿することを指す。人権の侵害とは、他者の著作権や、研究に関わる個人・集団（研究対象となった個人・集団や研究に関連のある個人・集団）のプライバシーや名誉に関する十分な配慮をしないで投稿することを指す。
- 6 本誌では、論文に関わる成果に直接貢献していない者が論文の共著者となること（ギフトオーサーシップ）を禁止する。
- 7 上記の他、社会的に重大な不正行為の疑いがある場合には、研究紀要編集委員会で事実確認を行う。

（著作権）

第19条 本誌に掲載された論文およびフォーラムの著作権は、別に定める阿蘇学会「阿蘇学会誌」著作権規程に基づき、阿蘇学会に帰属する。

（編集事務局）

第20条 阿蘇学会研究紀要編集委員会の事務局を九州ルーテル学院大学 坂本昌弥研究室に置く。

（投稿書類送付先）

第21条 投稿書類の送付先は次の通りとする。〒860-8520 熊本中央区黒髪 3-12-16
阿蘇学会研究紀要編集委員会事務局 坂本昌弥研究室
電子メールアドレス：m-sakamoto@klc.ac.jp（@を半角にして送信して下さい）
電話：096-343-2314 FAX：096-343-0354

(改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、平成 31 年 4 月 13 日より施行する。